

申告 アドバイス

生活保護収入の漏れに注意を 収入計算の留意点

税理士 佐飛 淳一

今回の確定申告にあたり、税務調査で所得の計算上問題になりやすい医療収入とそれ以外の収入について解説する。

医療収入の計算

1. 保険診療収入

(1)措置法26条適用(四段階経費率)者の注意
保険収入は、支払基金の年間「支払調書」及び国保連合会「合計表」の点数によって計算する。

生活保護収入は、支払調書の点数に入っていない。月々の支払基金「当

座口振込通知書」の「12生活保護」の金額を合計する。なお、昨年4月診療(6月支払い)分から、「振込通知書」の様式がA4版形式に変更されている(本紙前号5面表2参照)。保険診療収入が5万円を超えると措置法は適用されず実額で所得計算をすることになる。計算漏れがないよう注意する。

また、「(1)の「未請求」分も漏れないか注意が必要である。税務調査では、「支払調書」「合計表」月々の「振込通知書」を元に点数に基づき収入金額と

実額計算に基づく収入金額との差額を収入漏れとして問題にすることがある。差額の原因をつかんでおく必要がある。

2. 自由診療収入

(1)税務調査で特に問題になるのが、自由診療収入の計上漏れである。自費

収入の確定には、次の資料から事前にチェックを入れ、整合性を持たせることが大切である。

①領収書控え
②窓口日計表
③歯科における委託技工料やインプラントなどの仕入など、診療科目特有の自由診療に直結する仕入や外注費の請求書。その他、アポイント帳に治療内容が記入されているケースもあるので、記載方法については注意する。

(2)窓口収入などの現金管理については、日々残高記帳のある窓口日計表で管理する。収入明細表などで管理している場合は、現金管理が不十分と見られて、調査で自費漏れを指摘されるケースがある。

(3)院長家族や親戚、スタッフなどに対する無償で自費治療を行った場合には、「原価相当分」を家事消費費や現物給与とみなされて、自由診療収入の計上漏れと指摘されることがある。

3. その他の自由診療収入及び雑収入

その他の自費収入には、健診費用、自賠責診療、診断書作成料、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入などが含まれる。雑収入には、歯科用貴金属などの売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料などが含まれる。漏れ(未収計上を含む)のないように注意する。

(4)事業所得と他の所得の赤字で損益通算できるものを検討する。
①一定の居住用財産の買換えなど、特定の居住用財産の譲渡損失。
②ゴルフ会員権(ゴルフ場が倒産するなどして、プレー権が消滅したその会員権の譲渡など)は除かれる。および医療用車両等の譲渡損失。
③不動産所得の損失など。

その他収入

個人の場合、医療所得とそれ以外の所得は区分して計算する仕組みとなる。

(1)校医や嘱託医として支払を受ける手当および緊急センター等において休日、祭日または、夜間に緊急診療などを行うこと

消費税の申告

2010(平成22)年分(基準期間)の課税売上高(事業所得、不動産所得など)で消費税の課税対象となる収入金額が1千万円(免税事業者であった場合には、税込み金額)を超える場合は、消費税の課税事業者となり、2012(平成24)年分の消費税の申告が必要となる。

なお、上記の消費税の課税対象となる収入金額には、次のようなものがある。

- ①医療の自費収入等(非課税分を除く)。
- ②事業用の建物、車両、備品等の売却収入
- ③店舗および事務所用建物の賃貸料(保証差益など含む)収入。ただし、居住用住宅の賃貸料収入は除かれる。
- ④駐車場、その他施設の貸付による土地資料などの収入。ただし土地の貸付は除かれる。

売上原価

医療材料、薬、検査料、外注技工料など。①決算期直前に普段の月より多額の薬品を購入した場合、投棄等に費消したものは問題ない。しかし、調査では、利益を減額するために仕入れたという視点で調査される。増えた分が棚卸しに計上してあれば問題ない。

交際費・家事関連費のチェックを

医療所得での必要経費のポイント

税理士 西川 真幸

架空人件費や水増しがなく、必ず歯科技工士から

給料賃金

がなければ通常、減価償却資産とする。

専従者給与

税務調査では形式規程(届出の範囲内かどうか)は勿論、実際に業務に従事している内容まで

調べられる。ドクターの個人的な費用が混在して

いないかどうか、クレジットカードの内容、商品券の使途、飲食費、慶弔費など細目にわたって聞

家事関連費

自宅兼医院の場合、建物の減価償却費等が合理的な基準により按分計算されているかが問題となる。自宅に係る部分が否認されるので注意する。

個人事業では、自家用車の業務使用割合等を説明できるようにしておくことも重要である。

医院新聞

医院新聞
ってナニ?



「医院新聞」は、歯科医院と患者さんをつなぐコミュニケーション紙です。歯に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問にお答えする「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した「患者さんに喜ばれる新聞」です。窓口で患者さんに手渡したり、リコールのお知らせに同封したりして、多くの医院で利用いただいています。

ぜひご利用ください

ここが
オススメ!
医院新聞



基本紙面は協会が責任編集

記事の差し替えで個性が光る

年間1800件超の患者さんの声



ご利用にあたって

- ◇B5サイズ・4頁・オールカラー
- ◇偶数月25日発行 ◇100部14,100円から(お申し込み・お問い合わせ)
- 大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731